

第 3 4 回南阿蘇村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 2 9 年 4 月 1 0 日（月）午前 1 0 時～

2. 開催場所 南阿蘇村役場 2 階大会議室

3. 出席委員 2 7 名
欠席委員 2 名 甲斐 薫・工藤 節義委員

4. 議事日程

報告第 1 号 農地中間管理事業に係る農地利用配分画について
議案第 1 号 農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について
議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農地利用集積計画及び承認について

5. 事務局職員
事務局長 江藤 誠喜
係長 後藤 行志

6. 会議の概要

発言者	内 容
前事務局長	挨拶
事務局長	挨拶
会長 議長	挨拶 只今から平成 2 9 年度第 3 4 回南阿蘇村農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員に 1 2 番浅尾修一委員、1 3 番渡邊勇雄委員を指名します。 それでは報告第 1 号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画について、事務局に報告をお願いします。
事務局	1・2・3 番について、事務局から説明いたします。 1 番について、県農業公社から借り人が賃借権設定 5 年間です。 2 番について、県農業公社から借り人が賃借権設定 9. 6 年間です。 (合意解約による再配分) 3 番について、県農業公社から借り人が賃借権設定 1 0 年間です。 以上で報告を終わります。
議長	それでは、報告が終わりましたので、議案第 1 号農地法第 2 条第 1 項に該当しない農地の非農地化について、事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読

議長 朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。

12番 1番から8番について12番が説明いたします。申請地は、■■■■の「■■■■」の近くになります。雑木・竹繁茂しており、すでに森林化もしております。砂利天石が混入で20年以上耕作の実態がありません。

6番 農地を取得して2年程で非農地化とするには、早すぎるのではないのでしょうか。事務局に説明をお願いします。

事務局 この農地に当初は、オリーブを植えられたのですが猪・鹿による被害がありまして耕すにもロータリーの刃が立たず耕すことが出来なかったのが現状だったようです。草刈とかもされましたが、木を倒したりするのも大変で、震災以降ますます耕すことが難しくなり今回の非農地化希望申請となりました。

14番 これを農業委員会で承認しても法務局で駄目だということもありますか。

事務局 あります

14番 そういうことであれば、山の方は非農地化でいいと思いますが、手前の方は無理でしょう。

6番 数ヶ所を買上げて、1・2年後に非農地化して売ったりするのであれば土地転がしのようですし、如何なものかと思えます。

事務局 おっしゃる通りで、そのような案件に見えてくると思います。所有者には、重々伝えまして何か植えたりして時間を置いていただくよう農業委員会で質疑があったことを伝えます。

25番 中間管理機構には、出せないのでしょうか。

事務局 出してもいいのですが、借り手がいない場合2年経過すれば戻ってきます。

議長 再度、もう少し調べて5月の案件に持っていくか保留で、どうでしょうか。

23番 1ヶ月の保留では、どうにもならないのでは。20年から30年の経過なら分かりますが。

事務局 クヌギが生えているところもあります。

議長 保留して、時期を見ることにして内容を調べることにします。議案第1号は、保留ということにいたします。

つづきまして、議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局

別添議案書を基に朗読

(農地法第3条第2項各号の判断については調査書に基づき説明)

今回の案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われ、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、6件審議方宜しくをお願いします。

議長

朗読が終わりました。地元委員の説明をお願いします。

2番

1番について、2番が説明いたします。譲渡人から譲受人へ所有権移転持分贈与です。

1番

2番について、1番が説明いたします。貸し人は、現在病気療養中で耕作が出来ませんので新規就農者の借り人が使用貸借権設定1年間です。

16番

3番について、16番が説明いたします。貸し人は、現在仕事の都合上おられない為、2番と同じ新規就農者の借り人が賃借権設定10年間です。

9番

4・5番について、9番が説明いたします。4番の譲渡人は、田を必要としていて、5番の譲渡人は、資材置場の近くに農地を必要としていて、お互いに便利なことから所有権移転交換となりました。

26番

6番について、26番が説明いたします。譲渡人と譲受人は、親子ですので親子間の所有権移転贈与です。

議長

地元委員の説明が終わりましたので審議をお願いいたします。

(異議なし)

議長

議案第2号農地法第3条の規定による許可申請について意義がない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

議案第1号は、原案どおり可決いたします。

続きまして議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について審議します。
事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
今回案件の農地区分は、書類審査、並びに現地確認を行った結果、全て第二種農地で処理基準は第二の1の(1)の力の適用です。以上3件、審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の朗読が終わりましたので、地元委員の説明をお願いします。

4番 1番について、4番が説明いたします。貸し人の田に■■■■の借り人が駐車場と資材置き場に転用賃借権設定移転です。

24番 2番について、24番が説明いたします。貸し人の田を借り人が観光農園を作ることで転用賃借権設定移転15年です。

17番 3番について、17番が説明いたします。貸し人の田に■■■■の借り人が規模拡大で駐車場が足りない為、駐車場で転用賃借権設定移転です。

議長 地元委員の説明が終わりましたので、審議をお願いします。

(意義なし)

議長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について意義のない方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 議案第3号は、原案どおり可決いたします。
続きまして議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による許可申請について審議します。事務局に議案の朗読をお願いします。

事務局 別添議案書を基に朗読
今回の案件は、耕作面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上新規12件、再設定7件審議方よろしくお願ひします。

議長 朗読が終わりましたので、新規案件につきまして地元委員の説明をお願いします。

1番 1番について、1番が説明いたします。貸し人は、熊本市在住で耕作が出来ませんので借り人が使用賃借権設定5年間です。

16番 2・3・4・5番について、16番が説明いたします。
2番について、貸し人は県外在住の為、借り人が使用賃借権設定10年間です。

を熊本県知事が認めれば、そこは水田でいいですよという型が多いのではと思います。又は、国がそういった型でしたところを国が認めて畑から水田に替えました。それを知事が認めましたと、いうところでの畑地から田に変わったというところが認められていると昭和 47 年以降 3 年くらいあるのですがそこまでに水稲耕作の証明ができたということで白水あたり多かったというところですよ。

6 番 事務局に調べて頂いたことは分かりますが、自分が言いたいことは台帳地目畑でも現況が田であるならば農業委員会で地目は、田だと認めていただくと再生協議会も田で認めてくれるのではないのでしょうかという事で、この場で現況が田であるというパターンを作りませんかと提案したいのですが。

事務局 認める、認めないと出てくるとは思いますが実際、転作で奨励金がくるという話ですが。

6 番 白川地区のことですが、今まで田で実際ハウスもあり野菜の奨励金もきていたのに、経営基盤強化とか 3 条申請するときに農家台帳地目現況が畑である為、田に戻らないので現況写真・共済掛金の支払いで証明ができるのであれば再生協議会でも認めていただきたいと思うのですが。

議長 個人的なことですが、我が家も畑から田になっているところがありますが、これは昭和 47 年頃までには申請してありますので田で認めてあります。同じように申請してあるならば現況田で認められているかと思えます。

6 番 地籍調査の閲覧が 1 年間あったとしても農家の方々は、まあいい加減なところもありそのままになっている状況なわけです。

議長 この件につきましては、農業委員会では明確な返答が出来ませんので県に確認し次回に対応させていただきます。

他に、何もなければ終わります。
それでは、以上をもって第 3 4 回農業委員会総会を閉会いたします。

議事録署名者

1 2 番 浅 尾 修 一

1 3 番 渡 邊 勇 雄